

与謝野町農業技術者会報告

令和 2 年 7 月

与謝野町農業技術者会報告（7月）

日時：令和2年7月27日（月）

13：30～15：00

場所：加悦庁舎元気館視聴覚室

出席者：京都府丹後広域振興局 農林商工部 企画調整室 農商工連携・推進課 1名
丹後農業改良普及センター 産地づくり係 1名
京都農業協同組合 丹後広域営農センター 1名
野田川支店生産課 1名
京都府農業会議 現地推進役 1名
与謝野町 農業委員会事務局 1名
農林課 4名

1. 報告・協議事項等

○ 自然循環農業

◆委託白大豆について

- ・発芽の悪い2圃場について再播種を計画していたが、天候が悪くできず
- ・こよみでは7月上旬から中旬散布予定の除草（雑草茎葉）剤について、梅雨が明けず散布できていないが、天気が回復すれば散布を行う

◆京の豆っこ肥料について

- ・製造状況について、原材料の魚アラと米ぬかは予定通り入ってきているが、おからが手に入りにくい
- ・機械については順調に稼働している

○ 経営所得安定対策について

- ・R2交付申請（7/27現在） 88件 （昨年度申請実績 92件）
- ・産地交付金の概要について、京都府及び近畿農政局と協議終了
別添資料あり
- ・転作現地確認について日程調整中、確認ほ場は産地交付金の対象農地

○ヘリ防除・共同防除について

- ・ヘリ防除 8/1（土） 岩屋地区と温江地区の2地区が実施
- ・共同防除は実施地区なし
- ・広報について、7/30（木）新聞折り込み予定、音声告知と文字放送で事前広報予定
- ・養蜂関係者へ文書による周知
- ・7/22（水）アレルギーを持つ方々の団体との意見交換会を実施（JA野田川生産課、農林課）

2. 農業改善計画の更新認定について

- ・申請件数 3件
- ・審査内容 一部修正及び確認事項あり
- ・結果 3件とも認定
- ・認定期間 令和2年7月29日～令和7年7月28日

3. 新型コロナウイルス関連について

○高収益作物次期作支援交付金

- ・経営所得安定対策の申請のあった方のうち、野菜の申請があった農業者72名に郵送（7/22）

- ・京都府農業再生協議会から与謝野町農業再生協議会に事務委託されるため、規約と規程の改正が必要→書面議決とする

○経営継続補助金

1次募集で与謝野町内から14の申請があり、農業会議で審査中

申請内容は農機具の更新が多い

(支援機関であるJAより情報提供)

○町の9月議会において、国の2次補正を受け農業者支援策について予算要望しており、議会の承認が得られれば情報共有を行う

4. 関係機関からの報告事項

【普及センター】

- ・丹後コシヒカリについて青空教室を7月初めに実施、ちらほら出穂しているほ場が見られ例年より少し早い
- ・梅雨の長雨で水稻の中干がしっかりできたか心配
- ・農業基礎講座 鳥獣害対策について開催
- ・第4回京のプレミアム米コンテストの開催 期間は8/1～8/31まで

【振興局】

- ・新型コロナウイルス対策緊急支援事業(府事業)

与謝野町内からの申請は今のところ1件、丹後局管内では19件申請があり、うち4件が農業関係、15件は水産関係

【JA】

- ・梅雨がなかなか明けず果菜類に影響が出ている、今後は高温対策に懸念
- ・水稻に関して、葉色の濃いところはイナゴの発生が多い
豆っこ米の出穂期防除はトレボンエアーなので、イナゴ対策には良いのではないか
- ・いもち病が数カ所で発生確認、対策としてロングリーチの使用を勧める
- ・新型コロナウイルスの影響で加茂ナスの価格が伸びない(料亭への出荷が伸びず)
- ・米の在庫が心配、加工用、酒米等への転換推進が必要

【京都府農業会議】

- ・京力プランの策定について、R2で策定するよう国からきているが、新型コロナウイルスの影響で少し伸びるかもしれない
- ・京力農場プランの策定を前提に進めることとなるが、どうしてもプラン策定が出来ない地域はプランが無くてもやむを得ない
- ・まずはアンケート調査を実施して、耕作者等を地図に落とし込む
- ・プラン策定の権限は町にある

5. その他

○JA豆っこ米部会より、補助金事務の改正について、前回の意見交換により一定の理解を得られたと考えているが、再度説明の時間を取ってもらいたい

次回の技術者会の開催について 8月26日(水) 13時30分～

令和2年度 産地交付金の概要

■ 町設定分

使 途	要 件	交付単価 (円/10a)	対象作物（基幹作物）
転作作物の団地化に対する 加算	作物作付団地ができるよう転作地の集積に対して加算		【戦略作物】 大豆、麦 【野 菜 1】 きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、すいか、 キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉葱、大根、人参、 里芋、枝豆、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、蕪、小松菜、 オクラ 【野 菜 2】 九条ネギ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし 【その他作物】 そば、小豆、ゴマ、種苗類
	① 1ha以上3ha未満 ※大豆が0.5ha以上ある団地は下限 面積を0.5haとします。	10,700	
	② 3ha以上5ha未満	21,300	
	③ 5ha以上	32,100	
	※大豆、麦については生産性向上の取組が必要となるので、助成を受けるためには、団地内にその作物が連坦して0.5ha以上ある ことが要件になります。(0.5ha以上連坦していない場合は交付対象外)		
対象作物の作付に対する助成			
野 菜	販売目的で対象作物の栽培等を行っ た場合、その作付面積に応じて助成	22,000	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、 白菜、ほうれん草、ネギ、玉葱、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、 甘しょ、うり、とうがらし、春菊、蕪、やまいも、小松菜、オクラ
京野菜		22,000	九条ネギ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし
花 き		21,000	ツノナス、キク、ケイトウ、アスター
小 豆		23,000	小豆
その他作物		12,400	ゴマ、種苗類

※ハウス栽培の場合は、ハウスの面積を上限とする。

※所要額が京都府からの配分枠を超えた場合は、交付単価が減額調整されます。

■京都府設定分

助成対象の取組内容	対象品目	交付単価	主な助成要件
「京都ブランド」の生産拡大	紫ずきん・京夏ずきん	3,600 円/10a	「京都こだわり栽培指針」に基づいて栽培し、出荷されたもの
	小 豆	7,200 円/10a	1.5ha以上の栽培面積を有していること
	黒大豆	7,200 円/10a	10 a 以上の栽培面積を有していること
	京都府育成品種 加工用米『京の輝き』	8,400 円/10a	・ J A 全農を通じて府酒造連（組合）への出荷 ・ 種子更新を行い、240kg（8 袋）以上の加工用米（京の輝き）の出荷契約を締結していること
戦略作物の生産拡大	加工用米 ※「京の輝き」以外の品種も 含む加工用米の総計	10,800 円/10a	加工用米出荷契約数量が、前年産より150kg（5 袋）以上増加していること
	W C S 用稲	5,000 円/10a	・ W C S 用稲の作付面積に応じて助成 ・ 多収品種の導入、堆肥散布による土づくりのいずれかの生産性向上の取組を行うこと
		8,600 円/10a	生産者と実需者等との間で、複数年契約（3年間以上）を締結した場合、その契約面積に応じて助成（当該年度に限る）

■追加配分

対 象 作 物	交付単価	主な助成要件
飼料用米、米粉用米（ 多収性専用品目 ）（複数年契約）	12,000 円/10a	多収品種の作付面積に応じて助成 複数年契約（3年以上）の取組
そば、なたね（基幹作のみ）	20,000 円/10a	当年における作付面積に応じて助成
新市場開拓用米	20,000 円/10a	・新市場開拓用米へ転換する取組に助成 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けること

■ 町農業再生協議会ごとにみて、主食用米の作付面積が令和元年度より減少した場合に、町に配分

助成対象の取組内容	対象品目	交付単価	主な助成要件
転換作物拡大加算	転換作物（加工用米、新規需要米、大豆、そば、高収益作物等）	15,000 円/10a （上限）	・主食用米の面積が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大した場合に、その面積に応じて交付
高収益作物等拡大加算	高収益作物（園芸作物、花き、小豆、種苗）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし等	30,000 円/10a （上限）	・主食用米の面積が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大した場合に、その面積に応じて交付